

建武度田政策始末攷（上）

—後漢の建国期における国家と社会—

小嶋 茂 稔

（人文学部 東洋史研究室）

目次

緒言

第一章 度田政策の実施とその後の経緯

——関連史料の提示と再整理——

第一節 検討されるべき政策とその経緯——関連史料の提示——

第二節 政策の実施——発端——

第三節 実施後の波紋——展開と結末——（以上本号）

第二章 後漢建国期の国家と社会

——度田政策の実施とその経緯を通して見た——

第一節 検討されるべき問題——耕作地把握・戸口調査の

あり方及び統治機構による在地社会規制の実相——

第二節 地方官の施政と豪族——建武年間の事例を中心に——

結言

劉秀（光武帝）をその始祖とする後漢王朝は、河北地方の有力者層の支持を受けながら、当該地方に存在していた前漢期以来の郡県制的統治機構の掌握を基礎に成立し、建国以降十年以上の歳月を軍事行動に費やし、その結果、益州に拠っていた公孫述政権を滅ぼして一応の統一を成し遂げ、さらなる国家の体制固めを進めていった。本稿は、その体制固めのさなかに発生した、耕作地の丈量（面積調査）と民衆の管理を徹底させる一連の政策——従来の研究では特に耕作地の丈量に着目してこの政策を「度田」と呼称してきた——を巡って生じた一連の政治的混乱とその経緯に焦点をあて、その歴史の実態を明らかにすることを目的とする。あわせて光武帝の治世の大部分を占める建武年間（後二五～五五）の地方官の統治のあり方を俯瞰することを通して、後漢建国期の国家体制について、卑見の一端を述べようとするも

のである。

特に本稿で、建武一五（三九）年から一六（四〇）年にかけて実施された度田政策を分析の俎上に載せるに至ったのは、以下のような理由による。すなわち、後漢政権の性格をめぐっては、従来、豪族勢力との親和性の評価を巡って様々な見解が提出されてきており、^①近年の我が国の中国古代史研究における後漢時代史研究の盛行を見て、その点については、必ずしも共通した理解には至っていない。私は、かつて、郡県制的統治構造を補完する形で、州の機構とその長官である刺史が、元来の監察官としてのあり方から大きく性格を変えて、後漢時代の国家の在地社会把握に際して有効に機能していたことを述べた。^②そこではあわせて、河北地方で劉秀が自己の勢力を安定・拡大させていく過程において、主として郡太守に掌握されて地方の官府として存在していた統治機構を、その郡太守を服属させることを通じて自らが手中に収斂させていったこと、及び、その行為が、劉秀の集団が単なる武力集団を脱皮して公的な権力として成長していくうえで不可欠であったことも、簡略な形であったが述べておいた。^③これまでの私の考察に大過なしとすれば、豪族層の持つ経済的社会的な実力及び影響力と、それらが行使された結果の招来する様々な事態は、後漢政権の政治的指向とは必ずしも一致するものではないことになる。従って、旧来唱えられていた「豪族連合政権」的な後漢時代の

中国古代国家に対する歴史的理解を見直す必要が生じることになると思われる。第一章で詳述するように、本稿で検討する度田政策は結果的に大きな政治的反抗を呼び起こしており、その政治的反抗とは主として豪族層によって担われたと考えられている。つまり、この度田政策は、後漢時代の国家権力と、社会の有力層である豪族層との関係性を考察していくうえでの有益な歴史的素材たりうるのである。

しかし一方でこの度田政策とそれに結果した歴史的諸事象に関する史料は、当然のことながら断片的であり、その全体像を把握するのも実は必ずしも容易ではない。そこでまず、第一章において関連する史料を提示し、当該政策に言及のある先行研究を紹介する形で度田政策とそれに付随して発生した政治的事件の具体的内容を整理し、その作業を踏まえて本稿で検討すべき問題点を提示する。続く第二章においては、第一章で提示した問題点について、漢代社会経済史研究の従来理解に照らして如何なる歴史的意義を持つものと考えられるかを検討する。あわせて、後漢建国当初の国家の豪族層に対する政治的姿勢及び、鄉村内部に国家の統治がどの程度浸透していたのかについても可能な限り言及する。さらにそこまでの検討結果を前提として、建武年間の事例と見做しうる地方官の任地における統治の実態を示す史料をもとに、度田政策実施前後の国家の豪族層に対する政治的姿勢をも考慮にいれて、後漢建国期における国家と社会の関係性について論

を進めていくこととする。

石・長吏の枉かたむねに阿ありて平らかならざる者を考實せしむ。

第一章 度田政策の実施とその後の経緯

― 関連史料の提示と再整理 ―

第一節 検討されるべき政策とその経緯― 関連史料の提示 ―

本稿で「度田政策」として取り扱う、耕作地の丈量の実施を命じた詔に起因する歴史的諸事象は、建武一五年から翌一六年に発生したものである。まずは、度田政策とそれに関する政治的事件を伝える最も基本となる史料を、行論の便宜を考慮して番号を附して以下に掲げる。また、本稿が依拠する史料はそのほとんどが『後漢書』に記載されるものであるから、以下、引用に際しては『後漢書』の書名は省略し、帝紀・列伝の別のみを掲げることとする。

【史料1】

紀一、光武帝紀、建武一五（三九）年條

詔下州郡檢覈墾田頃畝及戶口年紀、又考實二千石長吏阿枉不平者。詔、州郡に下して墾田の頃畝及び戶口・年紀を檢覈し、又、二千

建武度田政策始末致（上）― 後漢の建国期における国家と社会 ―― 小嶋

【史料2】

紀一、光武帝紀、建武一六（四〇）年條

秋九月、河南尹張伋及諸郡守十餘人、坐度田不實、皆下獄死。

秋九月、河南尹の張伋、及び諸郡守十餘人、度田の實ならざるに坐し、皆、獄に下りて死す。

【史料3】

紀一、光武帝紀建武一六年條李賢註引東觀記

刺史太守多爲詐巧、不務實核、苟以度田爲名、娶人田中、竝度廬屋、里落娶人遮道啼呼。

刺史・太守、詐巧を爲すもの多く、實核に務めず、苟かりにも度田を以つて名と爲すに、人を田中に娶め、竝びに廬屋をも度れば、里落の娶まりし人、道を遮ぎりて啼呼せり。

【史料4】

紀一、光武帝紀、建武一六年條

郡國大姓及兵長・羣盜處處竝起、攻劫在所、害殺長吏。郡縣追討、到則解散、去復屯結。青・徐・幽・冀四州尤甚。冬十月、遣使者

下郡國、聽羣盜自相糾擿、五人共斬一人者、除其罪。吏雖逗留回避故縱者、皆勿問、聽以禽討爲效。其牧守令長坐界內盜賊而不收捕者、又以畏慄損城委守者、皆不以爲負、但取獲賊多少爲殿最、唯蔽匿者乃罪之。於是更相追捕、賊竝解散。徙其魁帥於它郡、賦田受粟、使安生業。自是牛馬放牧、邑門不閉。

郡國の大姓及び兵長・羣盜、處處竝びに起こり、在所を攻劫し、長吏を害殺せり。郡縣、追討するも、到れば則ち解散し、去れば復た屯結せり。青・徐・幽・冀の四州、尤も甚だし。冬、十月、使者をして郡國に下らしめ、羣盜の自から相ひ糾擿するを聽し、五人共に一人を斬りし者、其の罪を除す。吏、逗留回避して故縱する者と雖ども、皆問ふこと勿く、禽討を以て效と爲すことを聽す。其れ牧守令長の界内の盜賊あるも收捕せざるに坐する者、又、畏慄を以て城を損て守りを委てる者、皆以て負と爲さず、但だ賊を獲ふるの多少を取りて殿最を爲し、唯だ蔽匿する者のみ乃ち之を罪す。ここにおいて更も相ひ追捕し、賊竝びに解散す。其の魁帥を它郡に徙し、田を賦り粟を受け、生業を安らかならしむ。これより牛馬放牧し、邑の門閉ざさず。

【史料5】

列傳一二、劉隆傳

（建武）十一年、守南郡太守、歲餘、上將軍印綬。（中略）是時、天下墾田多不以實、又戶口年紀互有增減。十五年、詔下州郡檢覈其事、而刺史太守多不平均、或優饒豪右、侵刻羸弱、百姓嗟怨、遮道號呼。

（建武）十一年（三五）年、南郡太守を守し、歲餘にして、將軍の印綬を上る。（中略）是の時、天下の墾田多く實を以てせず、又、戶口・年紀も互ひに増減あり。十五年、詔、州郡に下して其の事を檢覈せしむるに、刺史・太守は多く平均せず、或ひは豪右を優饒して、羸弱を侵刻すれば、百姓嗟怨して、道を遮ぎりて號呼せり。

【史料6】

列傳一二、劉隆傳（史料5）に続く部分

時諸郡各遣使奏事、帝見陳留吏牘上有書、視之、云「潁川・弘農可問、河南・南陽不可問。」帝詰吏由趣、吏不敢服、抵言於長壽街上得之、帝怒。時顯宗爲東海公、年十二、在幄後言曰「吏受郡勅、當欲以墾田相方耳。」帝曰、「即如此、何故言河南・南陽不可問。」對曰「河南帝城、多近臣、南陽帝鄉、多近親、田宅踰制、不可爲準。」帝令虎賁將詰問吏、吏乃實首服、如顯宗對。於是遣謁者考實、具知姦狀。明年、隆坐徵下獄、其疇輩十餘人皆死。帝以隆功臣、

得免爲庶人。

時に諸郡、各おの、使を遣はして事を奏す、帝、陳留の吏の牘の上に書あるを見、之を視るに、云へらく「潁川・弘農は問ふべく、河南・南陽は、問ふべからず。」と。帝、吏に由趣するところを詰するも、吏は敢へて服さず、抵りて言へらく、長壽街の上にて之を得、と。帝、怒る。時に顯宗、東海公と爲り、年十二、幄の後にありて言ひて曰はく、「吏は郡勅を受け、當に墾田を以て相ひ方むと欲するのみ。」と。帝曰はく、「卽しかくのごとくんば、何の故にか河南・南陽は問ふべからずと言へるや。」と。對へて曰はく「河南は帝城なれば、近臣多く、南陽は帝郷なれば、近親多く、田宅、制を踰ゆれば、準と爲すべからず。」と。帝、虎賁をして將に吏を詰問せむとすれば、吏、乃ち實に首服せること、顯宗の對へのごとし。ここにおいて謁者をして考實せしめ、具さに姦状を知る。明年、隆、坐して徵せられて獄に下り、其の疇輩十餘人も皆死す。帝、隆の功臣なるを以て、免じて庶人と爲るを得。

以上の六条の史料は光武帝紀と劉隆伝に記されているものを、叙述の順序に従って並置したものである。これら相互の記述の整理を通じて、度田政策の狙いとその影響について概括してみたい。

第二節 政策の実施—発端—

まず事の発端となる【史料1】の内容の理解の仕方について考えることとする。この記述は、(一)「州郡」に対して「墾田」の「頃畝」と「戸口」及び「年紀」を検覈すること、及び、(二)「二千石・長吏」の「枉なるに阿ねつて、平かならざる者」を考実することを併せて求めたものと理解することが、とりあえず可能である。実際、『後漢書』の中華書局の標点本においても、「又」字で繋がれる(一)と(二)の記述が、同一の行として標点・記述されていることから、標点本の編者には、(一)(二)の行為は同一の「詔」で指示が出されたものと考えられていよう。実際、東晋次氏もこれを度田政策の記述として標点本同様の理解を示しており、「郡国守相に対して、所轄地域の居住者それぞれの所有耕地面積と戸口数・年齢の正確な調査を命じると共に、州刺史には、地方官が当該地域の有力者⇨豪族の意を受けて正確な調査を回避して、弱者に不平等をもたらさないよう監督し、しからざる時は挙劾すべきことを指示」したものと述べている。

しかし、この東氏の理解に対しては、以下に述べる二つの疑問がある。その一つは、【史料1】の詔勅の対象は「州郡」とされており、恐らく「州」と「郡」とにそれぞれ別個に、土地・人口及び民衆の年齢の

正確な調査を行うように指示が出されたと考えるべきではないかということがある⁸⁾。周知の如く、後漢の建国当初の州の長官は前漢最末期の改制を受けて「刺史」ではなく「州牧」であり、再び「刺史」に改称されるのは建武一八（四二）年のこととなる⁹⁾。後漢建国当初の「州牧」の具体的な職掌については『続漢書』百官志にも直接の記載がなく、当時の制度的位置づけについては不明な点が多い。しかし、例えば、列伝二一、郭伋伝において、

乃調伋爲并州牧。（中略）前在并州、素結恩德、及後入界、所到縣邑、老幼相攜、逢迎道路。所過問民疾苦、聘求耆德雄俊、設几杖之禮、朝夕與參政事。始至行部、到西河美稷、有童兒數百、各騎竹馬、道次迎拜。伋問「兒曹何自遠來。」對曰「聞使君到、喜、故來奉迎。」伋辭謝之。及事訖、諸兒復送到郭外、問「使君何日當還。」伋謂別駕從事、計日告之。行部既還、先期一日、伋爲違信於諸兒、遂止于野亭、須期乃入。

乃ち伋を調して并州牧と爲す。（中略）前に并州に在り、素より恩徳を結び、及ち後に界に入り、到る所の縣邑、老幼相攜ひて、道路に逢迎す。過ぐる所、民の疾苦を問ひ、耆德雄俊を聘求し、几杖の禮を設け、朝夕政事に與參せしむ。始め至りて、部を行るに、西河の美稷に到り、童兒數百あり、おのおの竹馬に騎し、道次迎拜す。伋、問ふに「兒曹、何ぞ遠きより來れるか。」と。對へて曰

はく「使君の到れるを聞き、喜び、故に來りて奉迎す。」と。伋、之に辭謝す。事の訖はるに及び、諸兒復た郭外に送到し、問ふに「使君何くの日か當に還らむ。」と。伋、別駕從事に謂ひて、日を計りて之に告げしむ。部を行りて既に還るに、期に先むずること一日、伋、諸兒に違信を爲すとし、遂に野亭に止まりて、期を須ちて乃ち入る。

と記される郭伋の事例は、単なる監察官の域を超えて民に慕われていた州牧の姿を伝えている。また、兩漢交替期には、荊州南部から交阯地域にかけての諸郡は、戦乱に明けくれる中央からは事実上独立していた。その諸郡が、後漢政権の伸長に呼応してその勢力下に帰順したのは建武五（二九）年のことであつた。その経緯は、まず紀一、光武帝紀、建武五年条に、

交阯牧鄧讓率七郡太守、遣使奉貢。

交阯牧鄧讓、七郡の太守を率ゐて、使を遣はして奉貢せしむ。

と伝えられ、より詳しくは、列伝七、岑彭伝に、

初、彭與交阯牧鄧讓厚善、與讓書陳國家威德、又遣偏將軍屈充移檄江南、班行詔命。於是讓與江夏太守侯登・武陵太守王堂・長沙相韓福・桂陽太守張隆・零陵太守田翕・蒼梧太守杜穆・交阯太守錫光等、相率遣使貢獻、悉封爲列侯。或遣子將兵助彭征伐。於是江南之珍始流通焉。

初め、彭、交阯牧鄧讓と厚く善くすれば、讓に書を與へて國家の威徳を陳べ、又、偏將軍屈充をして檄を江南に移り、詔命を班行せむとす。ここにおいて、讓、江夏太守侯登・武陵太守王堂・長沙相韓福・桂陽太守張隆・零陵太守田翕・蒼梧太守杜穆・交阯太守錫光等と、相率ゐて使をして貢獻せしむれば、悉とく封じて列侯と爲す。或ひは子を遣して兵を將ゐて彭を助けて征伐せしむ。ここにおいて江南の珍、始めて流通す。

と伝えられている。光武帝紀の「七郡の太守を率ゐ」という書き方、帰順の具体的経緯を伝える岑彭伝において岑彭と鄧讓の個人的關係が帰順の契機となったことが伝えられることを併せ考えれば、この帰順は交阯牧であつた鄧讓が彼の管轄区域である交阯地域の諸郡及び隣接する荊州南部の諸郡の守相（太守・国相）を指導する形で実行されたことが理解できる。以上の点からも、刺史への改称がまだ行われていない、度田政策の実施された建武一五年の段階では、東氏が想定するような、「州刺史」の郡国守相の監察という事態は成り立ち得ないのである。恐らく【史料1】の（一）の記述は、郡の上位に位置する行政官である州牧と、その下部に位置する郡国の守相に対して、両者間の具体的な相違は史料上の明確な記載を欠くため分からないもの、それぞれ別個に発せられた職務上の指示であつたと考えるべきなのである。

東氏の理解に対する疑念の二つめは、【史料1】の（一）と（二）の指示が同時に出されたと考えると【史料5】の劉隆伝の記載が理解し難くなることである。劉隆伝は、光武帝紀を除けば度田政策の実施とそれが引き起こした波紋を明確に伝えるほほ唯一の史料である。その【史料5】によれば、建武一〇年代には「天下の墾田多く實を以てせず、又、戸口・年紀も互ひに増減」ある事態が進行していたとされる。墾田、すなわち耕作地の把握の仕方が実情にあつていないということは、田租の徵収が正確に行われるかどうかに関わる重大問題であり、また、戸数及び人口や人々の年齢の把握が正確に行われてなかつた（「互ひに増減あり」とすれば、算賦の徵収がこれもまた正確に実施されないという事態を招来することになる。要するに【史料5】の前半部は、度田政策が必要とされるに至つた当時の実情を伝えてくれているのである。理由は定かではないが、この建武一五年の段階において、統治機構による耕作地や人民の把握が正確に行われなくなつており、中央政府もその事情を認識して、より厳格な職務の執行を命じたものと考えることができる¹²⁾。

注目すべきは【史料5】の後半部の記載である。正確な調査（「檢覈」）をするようにとの詔にも関わらず、刺史と太守は「多く平均せず、或ひは豪右を優饒して、羸弱を侵刻」した。恐らく有力者に阿る形で調査を進め、その皺寄せが「羸弱」なるものに及んだのであろう。よ

り具体的な調査の実態は【史料3】に記述されており、地方官の不正な調査の結果、多大な不利益が一般の人民に齎されたことは動かし難い事実のようである。その不正の詳細な内容とそれの持つ歴史的意義については第二章で検討するものの、ここで確かめねばならないのはその不正を州牧（史料上の記述は「刺史」と太守の双方が行ったと認められることである）。

東氏の理解に従って、州牧には監察官としての職務が指示されていたものの、その職責を放擲していたと見做し、それが【史料3】【史料5】に反映されていると考える事もあるいは可能なのかもしれない。しかし、【史料3】【史料5】の記述においてあくまでも刺史（州牧）と太守とが並置して記されていること、また【史料1】が全体で一つの文と仮定すると、詔での指示の前半の対象が「州」と「郡」であるのに、「又」字以降の後半のみが「州」になることになってしまい、やや不自然な記述になってしまうことは否めない。おそらく【史料1】は、(一)の行為と(二)の行為との間に一定の時間の経過を想定して、前後に分割して理解すべきものではないだろうか。

実はそのように理解して初めて【史料6】の内容を、【史料1】の内容と整合するように解釈することができるのである。【史料6】は、光武帝の後継者である後の明帝（顕宗、この段階では東海公）の聡明さを示す逸話としても知られているが、その内容は以下のとおりであ

る。

度田政策実施の詔が發布され、それが実行に移された後（実際は不正な調査が多かった訳だが）、諸郡はその結果報告のために使いを洛陽に送った。光武帝は、陳留郡から派遣されてきた吏に謁見した際、その吏の持つ牘の上に「潁川・弘農は問ふべきも、河南・南陽は問ふべからず」と書かれていることに気づき、その意味するところを詰問した。しかし、陳留の吏は、洛陽の長寿街で手に入れたものなどの虚言を弄するだけであつたので、光武帝は怒った。その時、幄の後ろに控えていた東海公（のちの明帝）が、陳留から来た吏は、あくまでも郡の命を受けて調査の結果を他郡と横並びにするためにそうしたふるまいをしただけであると述べる。光武帝が、東海公に、陳留の吏の持っていた牘に記されていたことの意味を尋ねると、彼は、河南は帝城すなわち洛陽を含む地域であるから近臣が多く、南陽は光武帝の出身地で近親者が多いから、と回答する。近臣・近親に関しては、東海公が「田宅、制を踰ゆ」と語っているような、耕作地や宅地の所有についての何らかの優遇措置が採られていたか、黙認がなされていたであろう。つまり、耕作地調査の虚偽の報告をする場合には、河南や南陽の調査結果は、陳留郡に近接する郡だからといって参考にする訳にはいかない。東海公の言を借りれば「準と爲すべから」ざる地域であったからである。要するに、潁川郡や弘農郡の事例を参考にして、

東海公の言を借りれば「相ひ方べ」たうえで陳留郡の調査結果を報告するように、というのが牘に書かれていたことの真意であったのである。そこで、光武帝が改めて虎賁將すなわち虎賁中郎將に命じて、陳留の吏を詰問したところ、東海公の洞察の通りであったことが判明したため、改めて、「謁者をして考實せし」めることになったのである。

以上の【史料6】の内容から、この度田政策の実行過程を見ていくうえで、(一)州・郡に対して度田の実施を命じる詔の発布があったものの、(二)各州郡においては不正な調査が行われたためそれに基づく実情とは異なる調査結果が中央政府に報告され、(三)虚偽の報告がなされていることが判明すると謁者を派遣して再調査が実施される、という少なくとも三つの段階を想定しなければいけないことが分かる。恐らく【史料1】後半部の「考實」とは謁者によってなされた【史料6】に見られる「考實」と全く同一のものを指し示しているのである。

なお、ここまで縷述した検討は『資治通鑑』の叙述を見れば、すでに北宋・司馬光の段階ですでに明らかだったことが理解できる。すなわち、『資治通鑑』卷四三、漢紀三五、光武帝建武一五年条において、帝以天下墾田多不實自占、又戸口・年紀互有増減、乃詔下州郡檢覈。於是刺史・太守多爲詐巧(不務實核)、苟以度田爲名、娶

民「人」田中、并「竝」度廬屋、里落民「娶人」遮道啼呼、或優饒豪右、侵刻羸弱。

時諸郡各遣使奏事、帝見陳留吏牘上有書、視之、云「潁川・弘農可問、河南・南陽不可問」。帝詰吏由趣、吏不肯「敢」服、抵言於長壽街上得之、帝怒。時(顯宗爲)東海公陽年十二、在幃後言曰「吏受郡勅、當欲以墾田相方耳。」帝曰、「即如此、何故言河南・南陽不可問。」對曰「河南帝城、多近臣、南陽帝鄉、多近親、田宅踰制、不可爲準。」帝令虎賁將詰問吏、吏乃實首服、如東海公「顯宗」對。上由是益奇愛陽。

遣謁者考實二千石長吏阿枉不平者(具知姦狀)。

という形で叙述されている。司馬光が『後漢書』の記述に全面的に依拠しつつも、光武帝紀と劉隆伝の記載の間の関係を、恐らく一定の考証を行ったうえで、明瞭に整理してくれていることが見て取れる。その意味では、本節の後半部分の検討は、『資治通鑑』の記載の明確さを確かめ、それに依拠する曹氏の検討を追認するための作業でしかなかったということにもなる。しかし、これまでの度田政策を巡る我が国の研究では、その政策の実施に際して詔の発布とその後の謁者の派遣という二段構えの措置が採られていたことに言及のあるものは管見の限りでは無い。司馬光の説・曹金華氏の研究の紹介以上に出るものではないが、ここで敢えて史料の再整理を行ったことも全く無意味な

作業とも言えないであろう。

なお、ここまでの検討を踏まえて、従来の研究に見られなかった視角として、(一) 地方官府における日常的な耕作地・戸口調査とこの度田政策の関係をどう理解すべきか、(二) 州牧・太守の調査がどのような意味で不正な行為とされたのかを漢代の社会経済史全般の文脈の中で捉え直すこと、の二点を提起しておきたい。これらについては第二章で具体的に考察していくこととする。

さて、以上のように整理できた度田政策が遂行された結果、その後、どのような展開を見せたであろうか。節を改めて検討してみたい。

第三節 実施後の波紋―展開と結末―

前節で見たように、度田政策は、中央からの謁者の派遣によって新たな局面を迎える。【史料2】ならびに【史料6】の記載から理解できるように、翌建武一六年の九月に至って、河南尹であった張伋や南郡太守であった劉隆を初めとする十人を越える太守が、「度田の實ならざるに坐」して獄に下されている。謁者の「考實」によって不正の摘発がなされた結果と思われる。曹氏の整理に従うならば、その他、王元・鮑永・李章・牟長らも摘発され、刑罰を受けるなどしている。

王元は光武帝の子・劉蒼の封地であった東平国の国相であり、鮑永もまた後の明帝の封地であった東海国の国相であったことを考えると、曹金華氏の言うように、謁者派遣後の「考實」は皇帝の近親者との関係に依拠する特別の配慮もなされない厳格なものであったと見做してよい。さらに、曹氏は趙憲・伏恭・樊擘などの職務上の地位の変更も、この一連の事件と関係のあるものと見做しており、度田政策の厳格な施行と不正行為を行った地方官の処罰とは広く全国に及んだものであったと説いている。

しかし、こうした国家の厳格な姿勢は、重大な在地社会の側の反抗を引き起こして、大規模な反乱を誘発した。その反乱の経緯が【史料4】の記載である。郡国の大姓・兵長・群盜による反乱は、郡県その場の凌ぎの対応では收拾できず、十月に至っての中央からの使者の派遣とその適切な対応とによって一応の解決を見るに至るのである。

もちろん前年以來の度田政策の遂行とこの反乱とが直接関係することを示す史料上の明文はない。しかし、夙に、趙翼が『廿二史劄記』「後漢書間有疎漏處」において、この【史料4】に関し、

按是時天下初定、民方去亂離而就安平、豈肯又生變亂。此必有激成其禍者、而本紀全不著其根由。但上文有河南尹張伋及諸郡守十餘人、坐度田不實、皆下獄死。則是時民變、蓋因度田起釁也。案劉隆傳（中略）據此則十六年之民變、必因十五年之檢覈戸口田畝

不均而起鬻也。其解散、亦必非令盜賊自相捕斬遂能淨盡、蓋因守令皆以檢覈不寔坐死、遣謁者爲更正、然後解散耳。而范書略不見起滅之由。

按ずるに是の時、天下初めて定まり、民は方に亂離を去りて安平に就かむとせば、豈に、又、變亂を生じむことを肯ぜむや。此れ必ずや激しく其の禍を成す者あれども、本紀の全く其の根由を著さざるならむ。但し、上文に「河南尹張伋及諸郡守十餘人、坐度田不實、皆下獄死」とあり。則ち是の時の民變、蓋し度田に因りて鬻を起こすなり。劉隆傳を案ずるに（この中略部分では【史料

5】【史料6】が引用されている）此に據れば則ち十六年の民變、必ずや十五年の戸口・田畝を檢覈して均しからざるに因りて鬻を起こすなり。其の解散もまた、必ずや盜賊をして自から相ひ捕へ斬りて遂に能く淨盡するにあらず、蓋し守令も皆、檢覈の寔ならざるを以て坐して死するに因れば、謁者をして更正を爲さしめ、然る後に解散するのみ。しかるに范書は略して起滅の由を見せず。と述べていることに従って、関係があると見做すべきと思われる。

ただ、趙翼の理解の仕方にも問題はある。まず、光武帝紀に記された反乱を「民變」という表現で一般民衆の反乱と理解している点である。趙翼は、度田の不正調査の敏寄せが一般民衆に及んだことを示す【史料3】などの記載に引きずられて、そうした民衆の反乱としてこ

の建武一六年の事件を理解したようであるが、一般民衆の不満は先に述べた謁者の派遣に伴う再調査と不正を行った地方官の摘発とによってある程度解消されたと考えられる。【史料4】に明瞭に「大姓」が引き起こしたと記されている以上は、豪族などの在地社会の有力者層が牽引車となって反乱を起こしたと見るべきであろう。この点は、すでに守屋美都雄氏が指摘したところである。もし、度田政策の徹底化が「大姓」らの大規模な反抗を引き起こしたのであるとすれば、それは度田政策の内容が結果的に彼らにとって何らかの不利益を招来したからと考えるのが妥当である。これは、前節で課題として提起した、度田に関わる一連の調査の内容の理解の仕方とも関わることであるので、第二章で改めて検討する。

さて、次に考えなければならない問題として、この大姓らの反乱とその平定に至る一連の政治的過程とその結果を後漢の豪族対策政策の一環として位置づける時に、どのような歴史的評価が可能となるかというものがある。これは、度田政策に示された厳正な耕作地と人民の掌握が後漢時代を通じて可能であったのかという、後漢時代全体の理解にも通じる問題である。夙に、後漢初期の豪族対策問題を考察した守屋美都雄氏は、建国期以来の光武帝の豪族層に対する不即不離の態度、すなわち豪族層の持つ社会的規制力を利用しつつも、奴隸の解放などといった形で豪族層の持つ経済的な実力の軽減を図ろうとしてい

たことを指摘している。そして、この度田政策の徹底的な遂行は豪族層に対して驚愕を与えることになって彼らの反乱を招き、その実力を見せつけられた光武帝はその後の豪族対策を事実上放棄したと述べている。⁽²⁴⁾

確かに【史料4】の伝えるように、反乱平定の過程は困難を極めた。地方の官府が平定に向かいながら、「郡縣追討すれども、到れば則ち解散し、去れば復た屯結」というありさまだったのであるから、国家の統治機関である郡・県は反乱勢力によって翻弄されていたとしか言いようがない。こうした状況を受けて、中央政府は「使者」を派遣して徹底的な平定策を採ったのである。

派遣された使者が採った策は、(一)反乱勢力の招撫、(二)平定すべき責務を負っていた地方官に対する特例的措置の採用、とに整理できる。

(一)に関わる措置は、「羣盜の自から相ひ糾擿するを聽し、五人共に一人を斬りし者、其の罪を除す。」とあるもので、これは賊五人当たりにつき一人を斬って帰順してきた場合にはその五人の罪を許すものと理解できる。

(二)は、賊平定を担当したと考えられる吏と、地方官である「牧守令長（州牧・郡太守・県令・県長）」とに対して採られたものである。吏に対しては、「逗留回避して故縦」した場合でも、罪として処断することはせず（「皆問ふこと勿く」）、その後どれだけ盗賊を討伐・

捕獲したかが論功の対象となるようにしている。ちなみに「逗留・回避」とは、盗賊の発生を知らながら職務としての討伐をしようとしなかったり（「逗留」）、盗賊を恐れて討伐することを避けること（「回避」）を示している。漢代では悪事を知りながら故意に見逃すことは「見知故縦」の罪として処罰されるという法令が前漢武帝の時期に制定されていたし、さらに盗賊の発生を見逃したり捕らえられない場合には「沈命法」が適用されることになっていた。⁽²⁵⁾以上、要するに、この反乱に際して十分な対応が出来なかった郡県の属吏層の職務怠慢は不問に付して、積極的な討伐に当たるように改めて指示が出された、と考えておきたい。

地方官に対しても、吏と同じく、任地内における盗賊の発生を知らながら討伐を行わなかった（「界内の盗賊あるも收捕せざる」）者や盗賊に対する恐怖感のあまり任地から逃亡してしまった（「畏慄を以て城を損て守りを委てる」）者の職務怠慢を同じく不問に付した上で、その後どれだけ賊を討伐したかで地方官としての成績評価（「殿最を爲す」）をすることにしたものである。

以上、地方統治の最前線にあった官吏の盗賊発生に対して負うべき責任の追求を棚上げにしなければならないほど、この反乱の收拾は困難を極めたという見方も不可能ではなく、その意味では先に触れた守屋氏の見解も首肯できなくはない。

だが、曹氏の主張に見られるように【史料4】の後半部分の理解如何によつては、この反乱平定に起因する後漢の豪族対策の評価も変わりうる。賊が最終的に解散したのち、その指導層は他郡に徙され（「其の魁帥を它郡に徙し」）ている。後漢の中央政府は、その後の反乱の芽を摘むためにこのような措置を採ったと考えられる。反乱の中心勢力は自らの故地を離れたことでそれまでの地位を喪失し、むしろ国家の庇護下におかれる存在に転落した（「田を賦り、粟を受け、生業を安らかならしむ」）とも理解できる。曹氏はこの措置を、前漢期に首都長安の周辺に全国から有力層を集住させた強幹弱枝策になぞらえて理解しているが、反乱の平定がその後の後漢の豪族対策に何らかの強硬さを齎す契機になるものであった可能性は認められるだろう。実際、確かにこの措置が採られたことは、列伝一六、趙熹伝に

其年、遷熹平原太守。時平原多盜賊、熹與諸郡討捕、斬其渠帥、餘黨當坐者數千人。熹上言「惡惡止其身、可一切徙京師近郡。」帝從之、乃悉移置潁川・陳留。

其の年（建武一七（四一）年）²⁷、熹を平原太守に遷す。時に平原、盜賊多く、熹は諸郡と討捕し、其の渠帥を斬し、餘黨の當に坐すべき者數千人なり。熹、上言して「惡惡は其の身に止むべし、と、一切をして京師の近郡に徙すべし。」と。帝、之に従ひ、乃ち悉とく移して潁川・陳留に置く。

とあることから確かめられる。趙熹の平原太守への転出は建武一七年のことではあるが、殊に反乱の規模が大きかったとされる「青・徐・幽・冀」のなかの青州に属する平原郡であれば、平定が翌年に持ち越しになったためと考えられよう。平原郡の盜賊は潁川・陳留といった洛陽の近郡に徙されているが、他郡の盜賊の場合も同様であったのではないだろうか。度田政策の遂行に由来した反乱によって、後漢の豪族対策は放擲されたのではなく、むしろ徙民という措置を伴いつつ、より一層強化されたと考ええる余地があるのである。この点、次章において、後漢建国期の豪族対策を示す他の事例をあわせて考察することを通して検討していくこととしたい。

なおここで見た、中央政府派遣の使者の採った対応策が、属吏・官府の長の職務怠慢を不問に付すことを主たる対象としていることにも注意しなければならない。可能性の域を出ないものの、その多くが在地の豪族層から出身しその地で任用されている属吏層²⁸や彼らの日常的職務に支えられて政務を行っている地方長官が、豪族層の反乱に際しては、意図的に消極的な姿勢を採ったとも考えられるからである。この点も、後漢建国期の国家の豪族対策に直接関わる問題である。

さて、反乱平定後の社会状況に関しても見ておかなければならない。【史料4】においては、「これより牛馬放牧し、邑の門閉ざさず」と安寧な状態が訪れたことを示しているが、それ以上の具体的な記述は見

られない。ただ、曹氏以下、中国の研究者が、高敏氏・孟素卿氏や臧知非氏も含めて、光武帝の度田政策は豪族層の反乱にも関わらず最終的には効果を挙げて後漢初期——光武帝・明帝・章帝の治世——の社会の安定の基礎となったことを主張していることには謙虚に耳を傾けるべきであろう^②。とりわけ曹氏が度田政策の経緯との関連性の存在を主張して提示した、『統漢書』五行志、日蝕に見える、

十七年二月乙未晦、日有蝕之、在胃九度。胃爲廩倉。時諸郡新坐租之後、天下憂怖、以穀爲言、故示象。

（建武）十七（四一）年二月乙未、晦、日の之を蝕するあり、胃の九度にあり。胃は廩倉たり。時に諸郡に新たに租に坐せるの後なれば、天下憂怖し、穀を以て言と爲す、故に象を示す。

とある記事は注目されるべきである。曹氏は、この「新たに租に坐したと表現される内容を、建武十五年の謁者の派遣以来の度田政策の遂行に由来するものと考え、さらに、それが天文現象と結びつけられる際に「天下が憂怖」したことからは、政策の遂行が極めて順調に——租税負担を強いられる民衆、特にそれまで「優饒」な位置にあった者の立場からすれば忌避したい事態であつたらうが——進行したと断定しているのである。この曹氏の見解の当否を含めて、実際に国家支配の最前線で民衆の統治にあたる地方官の動向とそれに結果して当時の在地社会がどのような状態にあつたかを見極める必要が痛感さ

れるところである。

以上の本節での考察から得られた、次章において検討すべき問題を整理すると、（一）前節で提示した課題とも関連するが、豪族層の強大な反抗を引き起こしたほどの徹底した度田政策の具体的内実の分析とその歴史的意味付け、（二）一連の度田政策の結果はその後の後漢の政策に如何なる影響を齎したと考えるべきなのか、（三）後漢建国期の豪族対策の実情を実際に豪族と対応する地方官の史料から再検討していくこと、に集約できるだろう。前節で提起した問題ともあわせ、章を改めて検討を進めることとしたい。（未完）

註

（一）中国古代史研究の戦後歴史学的展開における後漢時代史研究の学説史については、拙稿「戦後中国古代国家史研究における『後漢史』の位置」（『中国史学』九、一九九九）を参照。

（二）近年の我が国における後漢時代史研究の専著として、狩野直禎『後漢政治史の研究』（同朋舎出版、一九九三）、渡邊義浩『後漢国家の支配と儒教』（雄山閣出版、一九九五）、東晋次『後漢時代の政治と社会』（名古屋大学出版会、一九九五）がある。この三者の研究の内容とそれに対する私見は、

拙稿「後漢時代史研究の近年の動向」(『歴史学研究』七〇七、一九九八)において述べた。

(3) 拙稿「後漢時代の国家と社会」(『歴史学研究』七一六、一九九八)。

(4) 光武帝の挙兵から統一に到る経緯については、西嶋定生『秦漢帝国』(講談社、一九七四、のち講談社学術文庫に収録(一九九七))第七章「後漢王朝の成立」、及び、註(2)前掲狩野氏著書第一章「後漢王朝の成立」第二章「光武帝期」を参照。なお註(3)前掲拙稿では、萌芽的にしか述べられなかった、河北地方における初期後漢政権の政治的成長と郡県制の統治機構掌握の経緯については、拙稿「河北における劉秀集団の確立過程——後漢政権成立史のための覚書——」(『日本秦漢史学会会報』三、二〇〇二、に掲載予定)において述べておいた。

(5) この度田政策とその結果として齎された政治的騒動と混乱に関しては、管見の限り邦文の専論はないようである。ただ、一九八〇年代中期以降中国ではこの問題への関心が高まったと見え、曹金華「試論劉秀『度田』」(『揚州師範学院学报』〈社会科学版〉一九八六—四)、孟素卿「談談東漢初年の度田騒動」(中国秦漢史研究会編『秦漢史論叢』三、陝西人民出版社、一九八六)、曹金華「有關劉秀『度田』中民變事件的鎮壓方式問題」(『揚州師範学院学报』〈社会科学版〉一九八九—二)、高敏「『度田』鬪争与光武中興」(『南都学壇』〈哲学社会版〉一九九六—一)、臧知非「劉秀『度田』新探」(『蘇州大学学报』〈哲学社会版〉一九九七—二)、曹金華「劉秀

『度田』史実考論」(『史学月刊』二〇〇一—三)などの研究成果が公表されている。これらの全体的傾向は、度田政策とその後の後漢政府の対応と

について、有力層の抑圧を目的としたものと見做し、実際に一定程度の効果を挙げたものと考えている。特に曹氏の「劉秀『度田』史実考論」は、氏の前一稿の内容を総合したうえで関連する史料を丁寧収集して論を展開しているものであって、本稿作成にあたって最も参照したものである。

ただ、度田政策とその影響とについて詳細に論じるという点においては完整に近いものであるが、あくまでも度田政策が政治的に成功したか否かを評価するところに曹氏の研究の主眼が置かれているのであって、後漢時代の国家と社会の關係の解明というような本稿で示した国家論的な研究上の視角は見出せない。曹氏の研究の存在にもかかわらず、敢えて屋下に屋を重ねる愚行に近い作業を第一章で行うのも、そうした視角の差異を強調したいからに他ならない。

(6) 『後漢書』全十二冊(中華書局、一九六五)。

(7) 註(2)前掲東氏著書第一章「前期三代の統治と郷里社会」第三節「前期の地方統治と郷里社会」七〇頁。

(8) この「州郡」という表記が、本文で述べたように「州」と「郡」とを併せて別個に指し示すためのものであるのか、単に漠然と中央に対して「地方」を指し示すのか、これだけでは必ずしも明示的には区別できない。

しかし、紀二、明帝紀、永平元(五八)年条には、

是歳、（中略）越甯姑復夷叛、州郡討平之。

この歳（中略）越甯の姑復夷叛し、州郡、討ちて之を平らぐ。

と、越甯の姑復夷が反乱を起こした時に「州郡」がそれを討伐して平定したと伝えられていることが、列伝七六、南蛮西南夷列伝、邛都夷条においては、より詳細に、

永平元年、姑復夷復叛、益州刺史發兵討破之、斬其渠帥、傳首京師。

永平元（五八）年、姑復夷、復た叛す、益州刺史、兵を發して討ちて之を破り、其の渠帥を斬り、首を京師に傳ふ。

と伝えられていることを比較してみることで『後漢書』に見える「州郡」の意味する内容を考えることが可能である。後者の記述から、姑復夷の反乱を平定したのは益州刺史ということになる。竹園卓夫氏の見解（同氏「後漢安帝以後における刺史の軍事に関する覚え書き」『集刊東洋学』三七、一九七七）を援用すれば、刺史が郡太守を指揮・監督する形でその軍事権が発動されるのであるから、この場合も、安帝期に先行する事例ではあるが、益州刺史がその監察区域下の郡太守を指揮監督して姑復夷の平定に当たったと見做して差し支えないであろう。つまり、明帝紀で「州郡」と記されているのは、実際に「州」と「郡」とが、州の指揮監督下に郡が入るという形態で共同して軍事行動に当たったことを表していると思ふ。この事例から考えて、明らかに「地方」を表す修辭的表現として「州郡」が用いられている場合を除いては、『後漢書』において「州郡」とい

(9)

う表記がなされる場合は、「州」と「郡」という当時の地方の政治機構が、それぞれ関連性を持ちながらも個別かつ具体的に政治上の諸問題に関与したことを示していると考えて大過ない。度田政策の遂行過程において当時の州と郡がどのような役割分担のうえで実行に当たったかの詳細は不明だが、ここでの検討から、中央からの指示が「州」と「郡」とにそれぞれ別個に送られたと考えることは許されるであろう。

行論に最低限必要な範囲で漢代の刺史制度の概略を示すと、前漢武帝・元封五（前一〇六）年に官秩六百石の監察官として設置され、その後、成帝期の官制改革期において、官秩二千石の「州牧」と改称（綏和元「前八」年）、哀帝の建平二（前五）年に刺史に戻ったものの、元寿二（前一）年州牧に復した。前漢最末期の州牧は、官秩の上昇と改称にもかかわらず元の監察官としての性格を保っていたが、すでに儒学の古典に現れる名辞でもある「州」に君臨する地方官と同一視されるようになっており、王莽期を経て後漢に入ってからには単なる監察官を超えた存在に変貌していたと考えられる。より詳細な制度の概略については、邦文では、桜井芳朗「御史制度の形成（上）（下）」（『東洋学報』二三二・三、一九三六）の第六章「両漢における刺史の推移」、紙屋正和「漢代刺史の設置について」（『東洋史研究』三三二・一、一九七四）、中国文では、勞幹「兩漢刺史制度考」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』一一、一九四三、のち『勞幹學術論文集甲編』『芸文印書館』一九七六）に収録）、嚴耕望「中国地方

行政制度史 甲部 秦漢地方行政制度』（中央研究院歷史語言研究所專刊之四五A、一九六一）、安作璋・熊鉄基『秦漢官制史稿』下、第二編第一章「州」（齊魯書社、一九八五）などを参照。

(10) 光武帝は、建武六（三〇）年に田租の徴収率を漢王朝の伝統である「三分の一」に改定している。その事情を、紀一、光武帝紀、建武六年条は、

（十二月）癸巳、詔曰、「頃者師旅未解、用度不足、故行什一之稅。今軍士屯田、糧儲差積。其令郡國收見田租三十稅一、如舊制。」

（十二月）癸巳、詔して曰はく、「頃者師旅未だ解けざれば、用度足らず、故に什に一の税を行ふ。今、軍士屯田して、糧儲も差積まる。

其れ郡國をして田租を收見せしむるに三十にして一を税すること、舊制の如くせよ。」と。

と伝えている。度田政策が実施された建武一五年の段階では、すでに田租の徴収は平時の状態に戻って施行されていたと考えてよい。

(11) ここから、度田政策とは、本来日常的に正確に実施すべき耕作地・民衆の把握が後漢初期に何らかの事由で不十分にしかなされていなかったことを受けて、実施された制度であったと見て良い。つまり、この政策は、後漢建国期の国家による土地・人民の把握のあり方の実際にせまるための好個の事例ということになる。そうした社会経済史的観点からの関連史料の再読解は、次章において展開することとしたい。

(12) あるいは、両漢交替の混乱期にあつては、この度田政策に見られるような建武度田政策始末致（上）——後漢の建国期における国家と社会——小嶋

徹底した耕作地の調査や人民の戸籍の管理を命じる環境が整ってはいなかったのだが、公孫述集団を倒して一応の全国平定を成し遂げたこの段階に到つてそうした政策の実行がようやく可能になった、とみることもできるだろう。

また、周知のように漢代では八月に「案比」と呼ばれる人口の調査が行われていたことを考慮すれば、この措置がその案比に附随して八月に実施された可能性も指摘できる。

(13) すでに述べたように、建武一五年の段階では「刺史」は存在せず、この記載は本来「州牧」でなければならぬ。【史料3】でも「刺史」と記されているが、その理由は不明である。

(14) 以下の『資治通鑑』からの引用に際しては、本稿ですでに訓読を附した【史料1】から【史料6】とその内容がほとんど一致するので訓読は附さなかった。なお、『資治通鑑』のみに見える文字については●点を右側に附し、先に提示した【史料1】から【史料6】に見える文字で『資治通鑑』に見えない文字は（ ）内に収め、両者で文字の異同があるものについては「」内に【史料1】から【史料6】で用いられていた文字を掲示しておいた。

(15) 註（5）前掲曹金華氏の「劉秀『度田』史実考論」も、この『資治通鑑』の解釈に全面的に依拠している。

(16) 守屋美都雄氏の「後漢初期に於ける豪族対策に就いて」（『歴史学研究』

九一七、一九三九、発表時は吉川姓）は、度田政策の検討に相当の紙幅を割いた邦文の研究の濫觴と言えるものであるが、本稿で示した日常的な調査との関係性については言及がされていない。また、五井直弘「後漢時代の官吏登用制『辟召』について」（『歴史学研究』一七八、一九五四、のち同氏『漢代の豪族社会と国家』（名著刊行会、二〇〇一）に収録）は、この度田政策も指標の一つとして後漢の国家権力の強固さを主張しており、その視角には継受すべきものがあるが、しかし、五井氏はこの政策をあくまでも一過性のものと理解しているようである。改めての詔を下しての措置という意味では確かに一過性のものとも言えようが、先に述べた、例年実施されていたはずの「案比」などとの関連を考慮した上で、その歴史的性格を付与すべきであろう。

(17) 謁者は、光祿勳の属官で本来は「賓讀受事」を職掌とする（『漢書』卷一九、百官公卿表）ものだが、皇帝の秘書官的な職務に従事したり、『史記』卷六、秦始皇本紀に、二世皇帝即位後の陳勝の反乱の記事を伝えて、

謁者使東方來、以反者聞二世。

謁者、使はされて東方より來たり、反者を以て、二世に聞す。

とあり、中央政府から各地域に使者として派遣されることもあったと推察できる。恐らく度田政策遂行の過程で派遣された謁者は後者の範疇に入ろう。なお、秘書官に通じる謁者については、山田勝芳「前漢謁者・中書・尚書考」（『集刊東洋学』六五、一九九一）を参照。

(18) 史料上明確に「度田」の「実」ならざることに坐したことが確かめられる例として、曹金華氏が挙げたものは以下の通りである。

列伝三、隗囂伝

（王元）字惠孟、初拜上蔡令、遷東平相、坐墾田不實、下獄死。

（王元）字は惠孟、初め上蔡令を拜し、東平相に遷る、墾田の實ならざるに坐して、獄に下りて死す。

列伝一九、鮑永伝

出爲東海相。坐度田事不實、被徵、諸郡守多下獄。永至成臯、詔書逆拜爲兗州牧、便道之官。

出でて東海相と爲る。度田の事、實ならざるに坐して、徵せらる、諸郡守は多く獄に下る。永、成臯に至るに、詔書逆へて拜して兗州牧となし、便ち道きて官に之く。

列伝六七、酷吏列伝、李章伝

出爲琅邪太守。（中略）後坐度人田不實徵、以章有功、但司寇論。

出でて琅邪太守と爲る。（中略）後、人の田を度るに實ならざるに坐して徵せらるるも、章の功あるを以て、但だ司寇もて論ぜらる。

列伝六九、儒林列傳、牟長伝

稍遷河内太守、坐墾田不實免。

稍しばらくして河内太守に遷り、墾田の實ならざるに坐して免ぜらる。

(19) こうした理解が成立するならば、【史料6】において東海公の言とされる

河南・南陽の「田宅隲制」なる状態は、近親・近臣に対する優遇措置だったのではなく、それ自体が不正行為と見做されていた、と考えるべきなのかもしれない。

(20) 但し、趙憲らの事例は、註(18)に示されるような史料上の明確な記載を伴うものではない。例えば、樊曄の事例についてであるが、列伝六七、酷吏列伝、樊曄伝に

遷楊州牧、教民耕田種樹理家之術。視事十餘年、坐法左轉軹長。

楊州牧に遷り、民に耕田種樹理家の術を教ふ。事を視ること十餘年、法に坐して軹(県)の長に左轉せらる。

とある、樊曄の楊州牧から軹県の県長への左遷(「左轉」)が、度田政策に関連があると見做される。その根拠は、列伝六九、儒林列傳、歐陽歆伝に、

建武五年、坐事免官。明年、拜楊州牧、遷汝南太守。

建武五年、事に坐して官を免ぜらる。明年、楊州牧を拜し、汝南太守に遷る。

とあることによる。樊曄の前任者である歐陽歆の楊州牧から汝南太守への転任は建武六年(五年の明年)であるから、樊曄の楊州牧着任は建武六年以降のこととなる。樊曄伝に「視事十餘年」とあることから、その「坐法」は、ちょうど建武十五年から十六年にかけての度田政策関連と符合しているのである。趙憲・伏恭の場合もほぼ同様で、言わば状況証拠による推測の域を出ない点是指摘しなければならない。とはいえ、曹氏の提言を否

建武度田政策始末攷(上)——後漢の建国期における国家と社会——小嶋

定すべきその他の史料上の記載があるという訳ではないのだから、当面は従っておきたい。

なお、曹氏は建武十八(四二)年の、州牧から刺史への改称・改制の要因を、この度田政策実施の過程における州牧の不正行為にあると考えているようであるが、俄に賛意を表し難い。これについての私見の用意はあるが、本稿の課題とは直接関係しないため、別の機会に稿を改めて論じることとしたい。

(21) 「大姓」とは在地の豪族層であろうと考えられる。「兵長」とは、列伝二

三、朱浮伝李賢註に、
兵長、兵之長帥也。

とあることから、兵士の指導者的地位にある人々と考えられるが、周知のように、後漢では原則として内郡の常備兵が撤廃されているので(濱口重國「光武帝の軍備縮小とその影響」(『東亜学』八、一九四三、のち、同氏『秦漢隋唐史の研究』上、東京大学出版会、一九六六、に収録)を参照)ここでいう兵長についての具体的な実情は不明である。

(22) 註(16) 前掲守屋氏論考一頁。

(23) 光武帝紀には、建武六年以降たびたび発布された奴婢の解放令が記載されている。いずれも、王莽期以降の両漢交替期の社会的混乱のなかで奴婢の身分に没落した者を解放する目的を持つものであった。

(24) 註(16) 前掲守屋氏論考一七頁。

(25) 光武帝紀には「吏」と簡単に書かれているだけであるので具体的に如何なる存在であったのかは明らかではない。

元来漢代では郡太守の他に、「兵禁を典り、盜賊に備へ」る職務の遂行のために都尉が置かれていたが、註(21)で触れたように建武六年に郡国の常備兵が撤廃されたためその職務は郡太守に統合され〔統漢書〕百官志、州郡の条)ていた。その郡太守の下には、盜賊のことを掌る賊曹と軍事のことを掌る兵曹が置かれていたと考えられる(註(9)前掲嚴氏著書第二章 郡府組織、一一〇～一一一頁)こと、また県府には盜賊平定のことを担当する警察官的な職務を行う尉が置かれていた〔統漢書〕百官志、州郡の条)ことなどを考慮すれば、ここでいう「吏」とは、盜賊に対応するための専門的な責務を負った地方官府における属吏層であったと考えておくことができるだろう。

(26) 見知故縦罪については、『漢書』卷二三、刑法志の他、程樹德『漢律考』四『律令雜考』(同氏『九朝律考』に収録)を参照。沈命法については、『漢書』卷九〇、酷吏伝、咸宣伝に記述があつて「群盜の起こるも發覺せず、發覺すれども捕らへて品を満たさざる者は、二千石以下小吏に至るまで、主とる者は、皆、死」と規定されているものである。【史料4】でいう「吏」は本来であれば死罪が適用されたものと考えられる。

(27) この「其の年」について、趙憲伝には明文はない。しかし、この記事の直前において、趙憲が懷県の令として趙王良の友人であつた大姓・李子春を

処罰したことと、趙王良が趙憲が平原太守に転じる直前に死去していることを伝えている。列伝四、趙王良伝によれば彼は建武十七年に薨じており、趙憲の転出も同年すなわち建武一七年と見なすことが出来る。なお、この趙憲伝の史料も曹氏の提示による。

(28) 漢代の郡県の属吏層が、当該郡県の豪族層によって担われていたことは、夙に、増淵龍夫氏が「所謂東洋的専制主義と共同体」(『一橋論叢』四七—三、一九六二、のち、同氏『新版 中国古代の社会と国家』(岩波書店、一九九六)に収録)において指摘している。

(29) 註(5)前掲の曹氏以下四氏の論考を参照。ただ、曹氏以外の三氏の主張は、後漢が豪族層の反乱を平定し得た事によつて、政府に敵対する勢力を確実に掣肘できるようになったとの見通しに由来するものであり、状況としては私も同意するものであるが、曹氏の研究のように的確な史料を提示して論を展開している訳ではない。

(付記) 本稿は、歴史学研究会アジア前近代史部会二〇〇二年三月例会において「後漢社会における国家機構と豪族——建武年間度田政策始末考——」と題して行った口頭報告をもとに成稿したものである(次号と分載の予定)。列席の諸氏から示唆に富んだ提言を賜つたことを付記して謝意を表すこととしたい。

An Essay on Details of Early Eastern Dynasty's
“Measuring Field” (A.D.39-40) (I)
— The State and Society in Early Eastern Era —

KOJIMA , Shigetoshi

(Department of Community and Social Environment,

Faculty of Literature and Social Sciences)

In this essay , I intend to treat of a relation between state and society in early Eastern Han Dynasty , utilizing readjustment of historical materials for “Measuring Field” (A.D.39-40) , especially about its enforcement and applying process.

In this first part of the essay , I have carried out following particulars as a preparation of investigations in the second part : presentation of some historical materials concerned with “Measuring Field” , disentanglement of those complexed descriptions referring recent papers written by some Chinese researchers , interpretation of political accidents and social influence following after execution of “Measuring Field”.